

令和4年分年末調整について

年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与の支払を各人別に、それまでその年中に給与を支払う都度源泉徴収をした所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

年末調整が正しく行われない場合、所得税の税額が正しく計算されないばかりではなく、個人住民税をはじめとする地方税等についても正しく計算されないことにつながりますので、納税者の皆様の申告の際、また、源泉徴収義務者の皆様の年末調整事務の際は、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に従業員が勤務先に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能となっております。国税庁では、電子データを利用して年末調整手続を簡便化するため、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を無償提供しています。

マイナポータル連携のご活用を

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となっております。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必須です。マイナンバーカードをまだ取得されていない人は、お早めに申請してください。

税のお知らせ

家屋を取り壊したときは届出が必要です

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き（届出）が必要です。

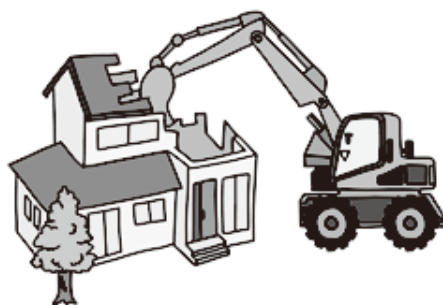
固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

未登記家屋を壊した場合

未登記家屋を取り壊したときは、**税務住民課**に「**家屋滅失届**」を提出してください。忘れてしまうと、取り壊した家屋分を課税してしまう場合があります。また、売買等により所有者が異動した場合は、「**未登記家屋名義変更届**」を提出してください。

登記家屋を壊した場合

登記済家屋を取り壊したときは、**法務局**で「**滅失登記**」をしてください。登記されている不動産は、登記簿上の所有者に課税することになりますので、売買等により所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。



※法務局に登記されていない家屋は、滅失登記をしない限り残ったままとなりますのでご注意ください。

お問い合わせ

税務・収納グループ  
☎ 4-2511内線113  
☆ 4-251103  
旭川地方法務局名寄支局  
☎ 01654-212349

運転免許証更新時講習  
(11月7日から12月8日まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)  
11月21日(月)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)  
11月17日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)  
11月10日(木)午後2時  
11月17日(木)午後5時30分  
12月8日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)  
11月10日(木)午後1時  
11月21日(月)午後6時  
12月8日(木)午後1時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)  
11月7日(月)午後1時